綱紀・懲戒制度改革に関する 審議会意見書の提言と日弁連の対応対照表

日本弁護士連合会まとめ

司法制度改革審議会意見書

(最終意見書84ページ)

綱紀・懲戒手続を通じて、これらを 担う機関の委員構成の見直し(弁護 士以外の委員の増加など)

綱紀委員会の弁護士以外の委員への 評決権の付与

懲戒請求者が綱紀委員会の議決に対する異議申出を棄却・却下された場合に、国民が参加して構成される機関に 更なる不服申立ができる制度の導入

弁護士の調査・審査への協力義務の 明確化等による職権調査の実効化

標準審理期間設定等による迅速化

懲戒委員会の決定に少数意見を明示 する等による透明性の向上

懲戒請求者の手続参加の拡充やこれ に対する情報提供の強化等の一層の 配属

懲戒処分の過程・結果等に関する公 表の拡充 日弁連の対応

(平成14年2月28日臨時総会決議要旨)

委員たる学識経験者は、学者に限らず、有識者たる 市民からも選任

議決権のなかった参与員を、 議決権を有する外部委員化

日弁連に市民からなる、「綱紀審査会」を設置。 単位会綱紀委員会の議決に対する懲戒請求人の異議の 申出が、日弁連綱紀委員会(第1)で棄却又は却下された場合に、更なる不服申立を審査する。 綱紀審査会が、懲戒委員会の審査に付することを相当 と決定した場合は、別の日弁連綱紀委員会(第2)が 必ず再検討し、結論を出す*

全ての弁護士に、綱紀・懲戒手続における <u>調査・審査への協力義務</u>を課す

案件の調査・整理のため、<u>弁護士である調査員</u>を置く

綱紀委員会・懲戒委員会の<u>委員の増員</u>、調査・審査回 数の増加、調査・審査方法の改善、<u>標準審理期間の設</u> 定等、その手続の充実・迅速化を図る

綱紀委員会・懲戒委員会を複数の審査体とする。

議決書に少数意見を明示

実質的関係のある懲戒請求人に、<u>意見陳述などの機会</u> を付与

<u>懲戒処分の内容を官報・ホームページに掲載</u>

懲戒処分前に、公表の必要性の高い案件につき、 <u>事前公表</u>を可能とする

除斥期間及び手続中の登録換、登録取消つき整備

懲戒事由を類型化し、<u>事情に応じた適正な懲戒処分</u>を 行う

累犯加重制度の導入

* ;+

日弁連綱紀委員会は複数の審査体を準備する